

## ○車両運転技能検定実施要綱の制定について

(平成13年7月24日甲通達養第53号)

この度、別添のとおり「車両運転技能検定実施要綱」を制定したので通達する。

なお、静岡県警察車両運転技能検定制度について（昭和49年甲通達警ほか第12号）は、廃止する。

別添

### 車両運転技能検定実施要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、車両運転技能検定（以下「技能検定」という。）の実施に関して、静岡県警察職員の術科技能等の検定に関する訓令（平成5年県本部訓令第9号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

#### 第2 技能検定の実施

技能検定は、必要に応じて随時行うものとし、実施細目は、その都度示すものとする。

#### 第3 技能検定の種別等

1 技能検定の種別は、次のとおりとする。

- (1) 大型自動車技能検定
- (2) 普通自動車技能検定
- (3) 自動二輪車技能検定

2 技能検定の級位、運転できる車両の種類及び運転の条件は、別表第1のとおりとする。

#### 第4 技能検定の方法

技能検定は、運転適性検査（以下「適性検査」という。）、学科審査及び技能審査により判定して行うものとする。

##### 1 適性検査

適性検査は、科学警察研究所編集のペーパーテスト、検査機器等を使用して行う。

なお、採用時に実施した際の数値が規定以上の者については、適性検査を要しない。

##### 2 学科審査

学科審査は、車両の運転に必要な知識について、択一式又は正誤式の筆記審査により行う。

##### 3 技能審査

技能審査は、運転免許センター等の場内コースにおいて次により行う。

- (1) 技能審査実施者

技能審査は、自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年県公委規則第6号）第21条に規定する技能試験官（以下単に「技能試験官」という。）又は当該技能審査に必要な知識及び技能を有する者として教養課長が指名する者（以下「運転技能審査官」という。）が行う。

(2) 使用車両

技能審査に使用する車両は、次に掲げる技能検定の区分に応じ、それぞれ次に定める種類の車両とする。

ア 大型自動車技能検定 中型自動車（長さ、幅及び高さを考慮し、大型自動車の技能審査に支障を及ぼすおそれがないと教養課長が認めるものに限る。）及び大型自動車

イ 普通自動車技能検定 普通自動車（オートマチック式に限る。）

ウ 自動二輪車技能検定 普通自動二輪車

(3) 走行コース

走行コースの設定基準は、運転免許試験コースに準ずる。

(4) 技能審査の課題

技能審査の課題は、別表第3のとおりとする。

(5) 指示説明

技能試験官又は運転技能審査官は、技能審査に当たりコースの走行順序、課題、事故防止その他必要事項を指示するものとする。

(6) 技能審査実施者の同乗

技能審査は、技能試験官又は運転技能審査官が受検者の運転する車両に同乗して行う。ただし、自動二輪車技能検定の技能審査については、同乗以外の方法で行う。

(7) 採点

採点は、技能審査成績表（様式第1号）により行う。

## 第5 検定級位の認定

1 技能検定の級位は、級位検定基準（別表第2）で定めるところにより認定する。

2 前記1の規定にかかわらず、級位検定基準の受検資格により普通自動車技能検定2級を受検した者が、級位検定基準の普通自動車技能検定1級の合格基準に達している場合において、次のいずれにも該当する者であるときは、普通自動車技能検定1級に合格した者として認定するものとする。

(1) 級位検定基準で定める普通自動車技能検定1級の免許資格を有している者

- (2) 当該普通自動車技能検定 2 級の受検前 2 年間に重大な責任のある交通事故を起こしたことがない者又は第 9 の 1 の規定による合格の取消し若しくは格下げの処分を受け 2 年を経過した者

#### 第 6 実施通知等

- 1 教養課長は、技能検定を実施しようとするときは、あらかじめ日時、場所、技能検定の種別その他必要な事項を所属長に通知する。
- 2 所属長は、前記 1 の規定による通知を受けたときは、自所属の受検希望者について、車両運転技能検定受検申請書（様式第 2 号）及び車両運転技能検定受検者名簿（様式第 3 号）により、教養課長に申請する。

#### 第 7 合格通知

教養課長は、訓令第 4 条の規定により合格者を決定したときは、その結果を所属長に通知するものとする。

#### 第 8 特例措置

- 1 技能検定に合格し、大型自動車技能検定 2 級に認定された者にあつては、普通自動車技能検定 1 級に認定されたものとみなす。
- 2 大型自動車第二種免許を取得した者にあつては大型自動車技能検定 1 級に、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を取得した者にあつては普通自動車技能検定 1 級に合格したものと認定することができ、その手続は次のとおりとする。
  - (1) 所属長は、自所属の職員がこれらの免許を取得したときは、車両運転技能検定認定申請書（様式第 4 号）により教養課長に申請する。
  - (2) 教養課長は、認定の可否を決定したときは、当該所属長に通知するものとする。

#### 第 9 合格の取消し等

- 1 職員に技能検定の合格者としてふさわしくない行為があつたときは、技能検定の合格を取り消し、又は級位の格下げを行うものとする。
- 2 前記 1 の規定による合格の取消し又は級位の格下げを慎重かつ公正に行うため、県本部に車両運転技能検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 3 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長には警務部長を、委員には県本部警務課長、教養課長及び県本部監察課長をもって充てる。
- 4 委員会が行う合格の取消し及び級位の格下げの基準は、合格の取消し・級位の格下げの処分基準（別表第 4）のとおりとする。
- 5 委員会は、委員長が招集する。
- 6 委員会の庶務は、県本部教養課において処理する。
- 7 教養課長は、委員会の審議の結果について、当該職員が所属する所属の長に通報するものとする。

8 所属長は、技能検定の級位を保持する職員が心身の障害により、車両の運転をさせることが適当でないと認めるときは、その事由がやむまでの間、車両の運転を禁止することができる。

第10 技能検定取得状況等の管理

教養課長は、技能検定の取得状況、合格の取消し及び級位の格下げについて、静岡県警察職員情報管理システムに登録する。

別表第1

運転できる車両の種類及び運転の条件

種別	級位	運転できる車両の種類	運転の条件
大型自動車技能検定	1級	大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車	—
	2級	同上	1 緊急用務における緊急自動車の運転は、職務遂行上特に必要な場合に限る。 2 中型自動車、準中型自動車及び普通自動車の運転に関しては、普通自動車技能検定1級合格者に同じ。
普通自動車技能検定	1級	中型自動車 準中型自動車 普通自動車 (現に受けている免許の種類及び現に付されている免許の条件に応じ、運転することができる車両に限る。)	緊急用務における中型自動車及び準中型自動車の緊急自動車の運転は、21歳に達した者で、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年に達しているものに限る。
	2級	同上	緊急用務における緊急自動車の運転は、職務遂行上特に必要な場合に限る。ただし、21歳に満たない者及び大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年に達しない者にあつては中型自動車及び準中型自動車の緊急自動車を、普通自動車免許を受けていた期間(効力が停止されていた期間を除く。)が2年に達しない者にあつては普通自動車の緊急自動車を緊急用務において運転することはできない。

自動 二輪 車技 能検 定	1 級	大型自動二輪車 普通自動二輪車 (現に受けている 免許の種類に応 じ、運転すること ができる車両に限 る。)	—
	2 級	同上	緊急用務における緊急自動車の運転は、職務 遂行上特に必要な場合に限る。

備考

- 1 緊急用務とは、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務を遂行する目的で行う緊急を要する用務をいう。
- 2 緊急自動車とは、都道府県公安委員会から緊急自動車の指定を受けた自動車をいう。
- 3 普通自動二輪車のうち小型限定（総排気量 0.125 リットル以下）を運転する場合は、技能検定を要しないものとする。